

⑫ 交通事故などの負傷等で保険証を使う時は届け出が必要です

国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方で、交通事故など第三者（自分以外）の行為が原因で負傷等をし、保険証を使う場合は市役所への届け出が必須条件となります。

第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の飼い犬にかまれた、傷害事件に巻き込まれた など

このような場合も届け出が必要です

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故
- ・相手が不明の事故

保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります）
- ・飲酒運転や無免許運転
- ・けんかや泥酔による負傷等

問 保険年金課 国民健康保険担当（内線 140）後期高齢者医療担当（内線 142）

⑬ 年末年始の市内初期救急医療機関をご確認ください

○診療時間：午前 9 時～午後 5 時

月日	医療機関	TEL
12月29日(日)	笠間市立病院（南友部 1966-1）	0296-77-0034
12月30日(月)	笠間耳鼻咽喉科（笠間 1107-4）	0296-73-0111
	菅谷医院（下郷 4425-37）	0299-45-2172
12月31日(火)	河村医院（笠間 223-2）	0296-72-2121
	あさひクリニック（旭町 108-6）	0296-78-5011
1月1日(水)	太田皮フ科（笠間 179）	0296-72-7777
	あやか内科クリニック（八雲 2-5-25）	0296-71-3022
1月2日(木)	栗屋医院（笠間 303）	0296-72-1567
	山本内科小児科医院（東平 4-5-34）	0296-71-2232
1月3日(金)	柳橋医院（稲田 755）	0296-74-2302
	高瀬医院（安居 1291）	0299-45-2140
1月5日(日)	笠間市立病院（南友部 1966-1）	0296-77-0034

※電話やインターネットによる救急相談、医療機関案内については、市ホームページをご覧ください。

※電話確認のうえ受診してください。

※12月30日（月）のみ、笠間市立病院で平日夜間診療（診療時間：午後 7 時～9 時）を実施します。

※12月28日（土）と1月4日（土）は、初期救急医療は実施しません。

問 健康増進課 TEL 0296-77-9145